

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例
(平成二十九年条例第三号) の一部改正

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条～第六条 [略]</p> <p>(社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮)</p> <p>第七条 市及び事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 その他市及び事業者が事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮が必要と認められるとき。</p> <p>2 市民_____は、前項各号に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>第八条～第二十七条 [略]</p>	<p>第一条～第六条 [略]</p> <p>(社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮)</p> <p>第七条 市_____は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 その他市_____が事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮が必要と認められるとき。</p> <p>2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>第八条～第二十七条 [略]</p>